

新旧対照表

○千葉県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則

改正後	改正前
千葉県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則 平成十二年三月三十一日 教育委員会規則第九号 改正 平成一七年 三月二十九日教育委 平成二八年 二月二十六日教育委員会規則第二二号 千葉県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則 (趣旨) 第一条 この規則は、千葉県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十二年千葉県条例第六号。以下「特例条例」という。)の定めるところにより市町村が処理することとされた事務の範囲について定めるものとする。 (職員の給与に関する条例の施行に係る事務) 第二条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年千葉県条例第五十号)の施行に係る事務のうち特例条例<u>第二条第一号</u>に規定する別に教育委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 職員の扶養手当の支給に関する規則(昭和六十一年千葉県人事委員会規則第十一号) <u>第五条の規定による届出の受理</u>、<u>第六条の規定による認定及び同規則第八条の規定による確認</u> 二 職員の住居手当の支給に関する規則(昭和四十九年千葉県人事委員会規則第三十七号) 第七条の規定による確認、決定及び改定並びに同規則第十条の規定による確認 三 通勤手当に関する規則(昭和三十三年千葉県人事委員会規則第五号) 第四条の規定による確認、決定及び改定並びに同規則第二十一条の規定による確認 (千葉県文化財保護条例に基づく事務) 第三条 千葉県文化財保護条例(昭和三十年千葉県条例第八号。以下この条において「条例」という。)に基づく事務のうち特例条例第二条第三号イに規定する教育委員会規則で定める現状の変更及び保存に影響を及ぼす行為に係	千葉県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則 平成十二年三月三十一日 教育委員会規則第九号 改正 平成一七年 三月二十九日教育委 平成二八年 二月二十六日教育委員会規則第二二号 千葉県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則 (趣旨) 第一条 この規則は、千葉県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十二年千葉県条例第六号。以下「特例条例」という。)の定めるところにより市町村が処理することとされた事務の範囲について定めるものとする。 (職員の給与に関する条例の施行に係る事務) 第二条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年千葉県条例第五十号)の施行に係る事務のうち特例条例<u>第二条第一号ロ</u>に規定する<u>人事委員会規則に基づく事務であつて</u>別に教育委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 職員の扶養手当の支給に関する規則(昭和六十一年千葉県人事委員会規則第十一号) <u>第六条の規定による認定及び同規則第七条の規定による確認</u> 二 職員の住居手当の支給に関する規則(昭和四十九年千葉県人事委員会規則第三十七号) 第七条の規定による確認、決定及び改定並びに同規則第十条の規定による確認 三 通勤手当に関する規則(昭和三十三年千葉県人事委員会規則第五号) 第四条の規定による確認、決定及び改定並びに同規則第二十一条の規定による確認 (千葉県文化財保護条例に基づく事務) 第三条 千葉県文化財保護条例(昭和三十年千葉県条例第八号。以下この条において「条例」という。)に基づく事務のうち特例条例第二条第三号イに規定する教育委員会規則で定める現状の変更及び保存に影響を及ぼす行為に係

るものは、次の各号に掲げる行為に係るものとする。 一 建築物で三月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却（土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更又は木竹の伐採を伴わないものに限る。） 二 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。）の新築、増築、改築又は除却であつて、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの 三 工作物（建築物を除く。）の設置、改修又は除却 四 道路の舗装又は修繕 五 条例第三十六条に規定する指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却 六 電線、ガス管、水管又は下水道管の改修又は除却 七 危険防止のため必要な木竹の伐採 八 天然記念物に指定された動物の個体の保護又は生息状況の調査のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着 九 千葉県文化財保護条例施行規則（昭和三十年千葉県教育委員会規則第七号）第二十六条第四項の規定により当該指定史跡等の保存管理計画が認定されている場合で、当該保存管理計画に記載されている現状変更等の許可の基準に適合する現状変更等 2 条例の施行に係る事務のうち特例条例第二条第三号二に規定する教育委員会規則に基づく事務であつて別に教育委員会規則で定めるものは、千葉県文化財保護条例施行規則の規定により千葉県教育委員会に提出すべき届書その他の書類の受理とする。 附 則 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。 附 則（平成十七年三月二十九日教育委員会規則第十二号） この規則は、平成十七年四月一日から施行する。 附 則（平成二十八年十二月二十六日教育委員会規則第十五号） この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。	るものは、次の各号に掲げる行為に係るものとする。 一 建築物で三月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却（土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更又は木竹の伐採を伴わないものに限る。） 二 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。）の新築、増築、改築又は除却であつて、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの 三 工作物（建築物を除く。）の設置、改修又は除却 四 道路の舗装又は修繕 五 条例第三十六条に規定する指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却 六 電線、ガス管、水管又は下水道管の改修又は除却 七 危険防止のため必要な木竹の伐採 八 天然記念物に指定された動物の個体の保護又は生息状況の調査のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着 九 千葉県文化財保護条例施行規則（昭和三十年千葉県教育委員会規則第七号）第二十六条第四項の規定により当該指定史跡等の保存管理計画が認定されている場合で、当該保存管理計画に記載されている現状変更等の許可の基準に適合する現状変更等 2 条例の施行に係る事務のうち特例条例第二条第三号二に規定する教育委員会規則に基づく事務であつて別に教育委員会規則で定めるものは、千葉県文化財保護条例施行規則の規定により千葉県教育委員会に提出すべき届書その他の書類の受理とする。 附 則 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。 附 則（平成十七年三月二十九日教育委員会規則第十二号） この規則は、平成十七年四月一日から施行する。 附 則（平成二十八年十二月二十六日教育委員会規則第十五号） この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
---	---